

2025 年度スローエアロビック普及支援事業

■変更点・注意事項■

◇変更点◇

【対象事業】

スローエアロビックの普及を目的とした、講習会、研修会、教室、体験の4つの事業と、教室継続支援
※「教室継続支援」を新設

【支援限度額】

1 県連盟あたり上限 55 万円(税込) 1,000 円未満は切り捨て

※講習会または研修会を開催しない場合には、教室事業の上限金額は 30 万円(税込)

【事業の申請と報告】

申請は原則一括申請ですが、開催時期が早いものに関しては、事業開始前に必ず申請をしてください

※JAF の内定書が届く前に開催した事業は、支援対象外になります

一括申請の前に、事業開始が決定した事業を申請した場合、その後の事業を追加申請する際には、先に申請した申請書に追記して申請してください

【講習会事業】

■開催条件

・当日欠席でやむを得ず 4 人以下で開催した場合は、県連管理費は 40,000 円

■講師・審査員条件

SAMまたはJAF指導専門委員の有資格者

※上記の資格を保有していない方が審査員をする場合には、JAF に事前申請必須(経歴などを書面で提出(フォーマット有))毎年申請必須

【研修会事業】

■開催条件

・スローエアロビック指導員 3 人を含む 5 人以上(アーカイブ受講の人数は含まれません)

※スローエアロビック指導員とは、当該年度に有効なスローエアロビック指導員の資格を有する者

・当日欠席でやむを得ず 4 人以下で開催した場合は、県連管理費は 20,000 円

■講師条件

SAM または JAF 指導専門委員の有資格者

※2025 年度より、「JAF が認めた者」が講師となることは不可となりました

【教室事業】

■教室とは、月 1 回以上開催する終了日が決まっていないクラスまたはレッスンのことを指します
期間限定・回数限定のレッスンは対象外

■講師

指導者 1 名につき 1 教室

■参加費

自由（前年度も自由でしたが、「有料の場合は県連盟が収納」の条件がなくなりました）

【体験事業】

■1会場 1 回とし、最大 10 回まで実施可（すべての体験事業終了後一括報告）

■講師料:8,000 円

■県連管理費:2,000 円

【教室継続支援金】

■2025 年度新設:下記要件を満たしている教室への支援

・前年度(2024 年度)に教室事業として申請した教室が、今年度も継続している

・前年度(2024 年度)に体験事業として申請した事業が、開催日より 6 ヶ月以内に自主事業の教室として成立した（一括申請時に継続している）

【フォーマットの変更】※必ず 2025 年度のフォーマットをご使用ください

■申請書の変更→（「教室継続支援金」が増えたため）

■報告書の変更→（研修会、教室、体験、それぞれの報告書になりました）

◇注意事項◇

・申請書・報告書の書類は原則メールで申請してください。

・教室事業:既存のサークル/教室(謝金の有無に問わず)や、他団体からの助成金等を受けている事業は支援対象外。
違反が判明した場合は翌年度の支援は行いません。

・全事業共通:領収書は、在来線を除く交通費の領収書(特急券・指定席等)必須。

2025 年度スローエアロビック普及支援事業

■募集要項■

2025 年度スローエアロビック普及支援事業を下記の通り行います

スローエアロビック普及と県連盟活動の活性化に繋がるように、本支援事業を有効にご活用ください

1.主旨

高齢社会の貢献活動として、誰もが手軽に取り組める『スローエアロビック®』を全国に普及する活動の支援

2.普及支援事業の概要

(1)対象団体

- ・JAF 加盟の県連盟
- ・JAF が認めた団体

(2)対象事業

スローエアロビックの普及を目的とした、講習会、研修会、教室、体験の 4 つの事業と、教室継続支援

(3)支援限度額

1 県連盟あたり上限 55 万円(税込) 1,000 円未満は切り捨て

※講習会または研修会を開催しない場合には、教室事業の上限金額は 30 万円(税込)

(4)事業の実施期間

2025 年 4 月から 2025 年 12 月末

※いかなる理由でも 12 月 31 日までに完了しない事業は支援対象外になります

(5)事業の申請と報告

申請は原則一括申請ですが、開催時期が早いものに関しては、事業開始前に必ず申請をしてください

※JAF の内定書が届く前に開催した事業は、支援対象外になります

一括申請の前に、事業開始が決定した事業を申請した場合、その後の事業を追加申請する際には、先に申請した申請書に追記して申請してください

【申請期間】2025 年 4 月 1 日(火)～8 月 31 日(日)(JAF 必着) ※原則メールで申請してください

【申請先】・講習会事業: JAF 指導部(jaf-ikusei@aerobic.or.jp)

・研修会/教室/体験事業: JAF 各県担当者 ※別紙参照

【報告期間】事業終了後 2 週間以内(JAF 必着)

※事業変更・中止等は、必ず各担当者にメールでご連絡ください

ご連絡がない変更等につきましては、支援対象外になります

3.事業内容・対象経費・報告書類

① 講習会事業 重点事業のため、各県連盟は 年間1回以上の計画をお願いいたします		
事業内容	目的	スローエアロビック指導員の養成(資格認定)
	内容	講義/実技/審査を含む4時間以上 (「スローエアロビックオンライン講座2025版」を使用する場合は3時間以上) ※「スローエアロビック指導員養成講習会のすすめ方*1」に則って実施のこと(*1:JAFホームページ→各種ダウンロード→スローエアロビックからダウンロード可)
	受講対象	・当該年度で18 歳以上 ・運動指導に興味がある方
	開催条件	認定資格「スローエアロビック指導員資格」を有しておらず、かつ当該年度で 18 歳以上の方が新規で(今までに講習会に参加したことがない方が)5人以上参加すること ※5人未満の場合は開催可否をJAF指導部と事前に相談し、開催の場合は会場費のみを支援 ※当日欠席でやむを得ず4人以下で開催した場合は、県連管理費は40,000円とする
	講師・審査員条件	SAMまたはJAF指導専門委員の有資格者。指導実習審査は2名で行う。 ※上記の資格を保有していない方が <u>審査員</u> をする場合には、JAFに事前申請必須(経歴などを書面で提出(書式H)) 毎年申請必須
	受講者向け配布物	スローLETTER (JAFから提供)
	参加費	2,000円以下に設定 ※実施団体が収納
	資格認定	・審査に合格の上、別途資格認定料5,280円、JAF個人賛助年会費6,000円 (半年の場合は3,000 円)を納付することにより「スローエアロビック指導員資格」を取得可能 ・審査に不合格(保留)の場合でも、実技動画の提出による無料再審査可能
	その他	・保険はJAFが加入・JAF資格更新研修会と併用は不可
	会場費	会場費、設備使用料の実費
対象経費 ※県連管理費を除き全て領収書要	講師料/審査料	原則 1 時間 8,000 円。講師および審査員が複数人数になる場合や4時間を超える講習でも上限50,000円 ※講師および審査員毎の領収書提出要(単価×時間を明記)
	講師・審査員交通費/宿泊費	講師・審査員の交通費(公共交通機関に限る)、宿泊費の実費 ※前泊は、出発駅/バス停を実施日の午前6:30以前に出発する場合のみ
	運営スタッフ日当	4,000 円(交通費込み) ※1名のみ
	県連管理費	58,000円(チラシ/開催要項制作費、消耗品費、通信費等を含む) ※定額、領収書不要
	支援限度額	一事業につき15万円(税込)
	①講習会事業報告書	書式B
報告書類	②講習会名簿・判定結果	書式C
	③講習会集計表	書式E
	④個人領収書	書式F ※県連盟宛の領収書
	⑤講師旅費/宿泊費明細	書式G ※在来線を除く交通費の領収書(特急券・指定席等)添付 ※Yahoo検索などの移動ルートのわかる書類必須
	⑥写真	参加人数や開催状況がわかるもの
	⑦チラシ/開催要項	

② 研修会事業 スローエアロビック指導員の技術向上、または資格取得希望者の事前研修を図る事業

事業内容	目的	スローエアロビック指導のスキルアップ
	内容	講義、実技を含む2時間以上 ※「スローエアロビックオンライン講座2025版」の使用も可
	受講対象	スローエアロビック指導員、エアロビック指導者、スポーツ指導者、フィットネス指導者、レク指導者、スポーツ推進員、福祉施設従事者等
	開催条件	・スローエアロビック指導員3人を含む5人以上（アーカイブ受講の人数は含まれません）※5人未満の場合は開催可否をJAF担当者と事前に相談し、開催の場合は会場費のみを支援。 ※スローエアロビック指導員とは、当該年度に有効なスローエアロビック指導員の資格を有する者 ※当日欠席でやむを得ず4人以下で開催した場合は、県連管理費は20,000円とする
	講師条件	SAMまたはJAF指導専門委員の有資格者 ※2025年度より、「JAFが認めた者」が講師となることは不可
	参加費	2,000円以下に設定 ※実施団体が収納
	その他	・保険はJAFが加入 ・JAF資格更新研修会と併用は不可
対象経費 ※県連管理費を除き全て領収書要	会場費	会場費、設備使用料の実費
	講師料	原則1時間 8,000円。講師が複数人数になる場合や2時間を超える研修でも上限25,000円 ※講師毎の領収書提出要(単価×時間を明記)
	講師交通費/宿泊費	講師の交通費(公共交通機関に限る)、宿泊費の実費 ※前泊は、出発駅/バス停を実施日の午前6:30以前に出発する場合のみ
	運営スタッフ日当	4,000円(交通費込み) ※1名のみ
	県連管理費	25,000円(チラシ/開催要項制作費、消耗品費、通信費等を含む) ※定額、領収書不要
	支援限度額	一事業につき10万円(税込)
報告書類	①事業報告書(研修会用)	書式2(研修会用)
	②個人領収書	書式3 ※県連盟宛の領収書
	③講師旅費/宿泊費 明細	書式4 ※在来線を除く交通費の領収書(特急券・指定席等)添付 ※Yahoo検索などの移動ルートのわかる書類必須
	④研修会名簿	書式6
	⑤研修会集計表	書式8
	⑥写真	参加人数や開催状況がわかるもの
	⑦チラシ/開催要項	

③教室事業 スローエアロビックを広く多くの方に普及定着させる事業

各都道府県内で既存の教室を含み 20 教室以上を目指してください

事業内容	目的	継続的なスローエアロビック指導（レッスン）
	内容	・準備運動、健康講座等、1 教室は 30 分以上 ※教室とは、月 1 回以上開催する終了日が決まっていないクラスまたはレッスン（期間限定・回数限定のレッスンは対象外）
	対象	地域住民、フィットネスクラブ、福祉施設、企業等の利用者等
	募集人員	10 人以上
	講師	指導者 1 名につき 1 教室
	参加費	自由
	その他	・既存のサークル又は教室(謝金の有無に関わらず)や、他団体からの助成金等を受けている事業は支援対象外。違反が判明した場合は、翌年度の支援はできません。 ・実施団体が傷害保険等に参加(支援対象外)
対象経費 ※県連管理費を除き全て領収書要	会場費	会場費、設備使用料の実費
	講師料	1 回 5,000 円(交通費込み) ※1 事業につき上限 6 回まで支援 ※講師毎の領収書提出要
	県連管理費	1 回 2,000 円 ※領収書不要
報告書類	①事業報告書(教室用)	書式 2（教室用）
	②個人領収書	書式 3 ※県連盟宛の領収書
	③講師アンケート	書式 5
	④写真	参加人数や開催状況がわかるもの
	⑤チラシ/開催要項	

④体験事業 教室事業や指導員養成事業のキャンペーンや紹介を図る単発事業

事業内容	目的	紹介や体験を目的に行うスローエアロビック指導
	内容	・大会や各種イベント、学校、企業等で行う単発の体験レッスン ※リモート実施可 ・上限 10 回まで（原則、異なる参加者を対象とする）
	対象	大会やイベント、学校、総合型クラブ、福祉施設、企業、地域活動等
	参加人数	10 人以上
	その他	実施団体が傷害保険等に参加（支援対象外）
対象経費 ※県連管理費を除き全て領収書要	会場費	会場費、設備使用料の実費 ※他イベント等と複合で行う場合は支援対象外
	講師料	上限 8,000 円（交通費込み） ※講師毎の領収書提出要
	県連管理費	1 回 2,000 円 ※領収書不要
	印刷費	参加者に配布する JAF 作成の「PR パンフレット」「チラシ(講習会用)」「スローエアロビックリーフレット」の印刷費の実費 (上限：1 連盟につき 10,000 円/年間まで) ※データは、JAF ウェブページより PDF をダウンロード可能
報告書類	①事業報告書(体験用)	書式 2（体験用） ※すべての体験事業終了後一括報告
	②個人領収書	書式 3 ※県連盟宛の領収書
	③写真またはチラシ/開催要項	参加人数や開催状況がわかるもの

⑤教室継続支援 スローエアロビックを広く多くの方に普及定着させる

内容	目的	継続的なスローエアロビック指導（レッスン）
	内容	・前年度(2024 年度)に教室事業として申請した教室が、今年度も継続している ・前年度(2024 年度)に体験事業として申請した事業が、開催日より 6 ヶ月以内に自主事業の教室として成立した（一括申請時に継続している）
対象経費	講師料	10,000 円 ※講師の領収書提出要
	県連管理費	2,000 円 ※領収書不要
報告書類	① 教室継続報告	書式 9 （1 教室につき 1 枚） ※複数ある場合でも一括報告(期限 8 月 31 日)
	② 個人領収書	書式 3 ※県連盟宛の領収書
	③ 教室/サークルの名簿	人数、年齢がわかるもの（フォーマット自由）

⑥全事業共通

対象経費	提出書類	全ての対象経費の領収書要 ※ 購入物が明細に明記されている領収書(明細に購入物の記載がない場合は別途購入明細を添付要)を添付できる場合のみ、クレジットカードでの支払い可。 【以下のものは支給対象外】 ・県連盟で領収書のない(とれない) 経費 ・商品券、ポイントカードで購入した経費											
講師・審査員条件	資格	<table><tr><td>資格等</td><td>講習会/研修会事業</td><td>教室/体験事業</td></tr><tr><td>SAM または JAF 指導専門委員</td><td>○</td><td>○</td></tr><tr><td>スローエアロビック指導員</td><td>×</td><td>○</td></tr></table>			資格等	講習会/研修会事業	教室/体験事業	SAM または JAF 指導専門委員	○	○	スローエアロビック指導員	×	○
		資格等	講習会/研修会事業	教室/体験事業									
		SAM または JAF 指導専門委員	○	○									
		スローエアロビック指導員	×	○									
※有資格者以外の方が指導した場合は支援対象外													
※講習会において上記の資格を保有していない方が審査員をする場合には、JAF に事前申請必須(経歴などを書面で提出(フォーマット有)) 毎年申請必須													
		※2025 年度より、講習会/研修会において「JAF が認めた者」が講師となることは不可となりました											
申請書/報告書等の書類	・ JAF ウェブサイト「各種ダウンロード」→「スローエアロビック普及支援事業」からダウンロードできます												
	・ 「実施申請書」「請求書」は、連盟印(角印)が必須 ※PDF でメール送信する場合は、連盟印(角印)が朱色のままの状態でお送りください。 ・ 「実施申請書」の各事業の頭にある「コード番号」を使用することで管理しやすくなりますので報告時、請求書発行時には忘れずにご記入ください。 ・ 実施申請書の「(県連盟)担当者」は事業の報告から請求書発行まで責任をもって管理してください。当該県のスローエアロビック事業の責任者とみなします。 ・ チラシ/開催要項の作成 ・ チラシ/開催要項作成の際は、原則として「チラシ見本」を使用してください。 ※別途作成する場合は、下記の内容を必ず明記してください。 ●主催/主管：都道府県エアロビック連盟等 (主催団体等) ●後援：スポーツ庁、公益社団法人日本エアロビック連盟、〇〇県、〇〇体育協会、〇〇教育委員会等 ●特別協賛：スズキ株式会社 (※できるだけロゴマークを使用してください)												
支援金の支払	毎月末締め、翌月 20 日支払 ※お支払いは、「精算払い」												
安全管理	各事業を推進するにあたって、JAF は事業開催支援金以外一切の責任を負いません。実施団体は安全管理にくれぐれも配慮してすすめてください。												

4.その他

■情報発信と自治体等との連携 ・マスコミの活用を図るとともに、地元自治体、体育協会、学校、地域総合型クラブ、フィットネスクラブ、企業 等と連携した事業展開をすすめてください。

■この募集要項は、期間の途中で一部変更することがありますのでご注意ください。変更、追加等が発生する場合は、各県連盟に一斉メールでお知らせします。

■その他、スローエアロビックに関する関連情報は、JAF ウェブサイトの他、広報誌「スマイル」、「スローエアロビック LETTER」等をご覧ください。また、JAF 個人賛助会員マイページでもオリジナル音楽や動画を配信していますので合わせてご利用ください。

以上、ご不明な点、ご質問等がありましたら、「講習会事業」は指導部へ、「研修会/教室/体験事業」についてはJAF 事務局の各県担当者までご連絡、ご相談ください。

支援の手続き(研修会/教室/体験)				
	各県連盟	期限	JAF	期限
①	実施申請書【書式1】の提出 (原則、メールで提出)	2025年4月1日～8月31日		
	開催時期が早いものに関しては、事業開始前に必ず申請をしてください ※JAF の内定書が届く前に開催した事業は、支援対象外になります 一括申請の前に、事業開始が決定した事業を申請した場合、その後の事業を追加申請する際には、先に申請した申請書に追記して申請してください			
②			申請内容の審査 内定通知(メール)	申請書受領後1～2週間
③	事業の実施、終了	2025年4月1日～12月31日		
	※事業の変更、中止は各担当者にご連絡ください(ご連絡がない変更等は支援対象外になります)			
④	報告書の提出	事業終了後2週間以内		
⑤			報告内容の精査 確定書・請求書の送付	報告書受領後1～2週間
⑥	請求書の確認 公印(角印)を押印後返送	申請書受領後1～2週間		
⑦			支援金の振込	月末締め翌月20日支払

2025年度「スローエアロビック指導員養成講習会」実施申請書の提出～事業終了までの流れ

